

小規模事業者専用

三重県被災事業者事業継続支援補助金

令和7年9月12日からの大雨により被害を受けた
事業用施設・設備の復旧に要する経費を補助します

受付期間：令和8年4月1日（水）～5月29日（金）

令和7年9月12日からの大雨の影響で、損壊・使用困難となった
施設・設備を原則として復旧する（元に戻す）ための補助金です

補助対象者

令和7年9月12日からの大雨により被害を受けた
三重県内に主たる事業所を有する小規模事業者

※被災したことの証明（各市町が発行する被災届出証明書等）が必要です。
※事業継続力強化計画を策定し国の認定を受けることが必要です。

なお、計画申請から認定までの標準処理期間は約45日です。余裕を持った申請をお願いいたします。

補助上限額・補助率

補助上限額 **200万円**
補助率 **2/3以内**

補助対象経費

施設の修繕費
設備の修理費又は入替（購入）費

補助金説明会のご案内

開催日時 **令和8年3月30日（月）**
13時30分～15時（受付13時～）
場所 **四日市商工会議所1階 会議所ホール**
（四日市市諏訪町2-5）
申込方法 右の二次元バーコードからお申し込み
ください。
申込期限 **令和8年3月27日（金）**



着手済みの経費についても、適正と認められる場合には、
災害発生日（令和7年9月12日）まで遡及して適用します

補助対象経費詳細

施設の修繕費

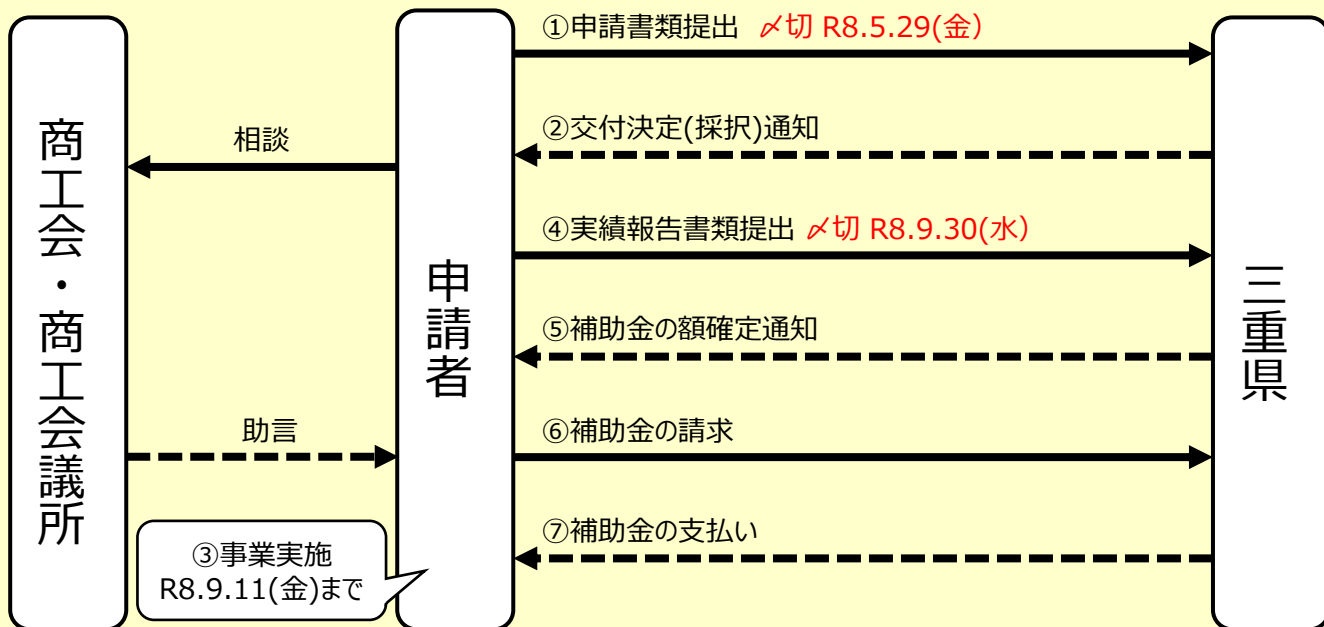
- 施設の修繕費用が対象です（建替に要する費用は対象外）。
- 補助対象となる施設は、原則、登記又は資産計上されているものに限ります。

設備の修理費又は入替（購入）費

- 修理が原則ですが、設備が修理不能の場合は、入替（購入）が可能です。
- 元のものよりも、高機能・高性能な設備への入替も可能です。
ただし元に戻すために必要な経費（修理費又は同等の機能を有する設備への入替費）が補助上限となり、それを超える額は自己負担となります。
- 補助対象となる設備等は、原則、資産計上されているものに限ります。

※復旧を行う施設又は設備について受領する保険・共済金等がある場合は、施設又は設備の復旧に要する経費から当該保険・共済金等の額を控除した額が補助対象経費となります。

事業の流れ



※申請等に関して、お気軽に商工会・商工会議所にご相談ください。

補助金詳細情報

右の二次元バーコードからご確認ください。



お問い合わせ先

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

TEL : 059-224-2534 E-mail : chusho@pref.mie.lg.jp